

**独立行政法人日本学術振興会  
若手研究者交流事業  
令和 2 年度（2020 年度）募集要項**

**【背景】**

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science: JSPS）は、本会と特定の国の対応機関等との協定により、スイス（平成 26 年度開始）、インド（平成 29 年度開始）へ派遣される若手研究者を募集します。

本事業では、日本学術振興会特別研究員に採用中の者を対象に、支援対象者を募集します。

**【派遣対象国等】**

枠	派遣対象国等	対応機関
I	スイス（以下、I スイス枠）	スイス連邦工科大学チューリッヒ校(Swiss Federal Institute of Technology in Zurich: ETH Zurich)
II	インド（以下、II インド枠）	インド科学技術庁(Department of Science and Technology, Govt. of India: DST)

# I スイス枠

## 1. 趣旨

本会は、スイス政府（事業の実施機関は、スイス政府からの委託を受けたスイス連邦工科大学チューリッヒ校（ETH Zurich））と協力して、我が国の優秀な若手研究者をスイスの大学等研究機関に派遣し、海外の研究者と共同して研究に従事する機会を提供することを通じて、将来国際的な活躍が期待できる豊かな経験を持ち合わせた若手研究者の育成に寄与します。

## 2. 対象分野

人文学、社会科学及び自然科学の全分野

## 3. 申請資格

本事業で渡航する期間に、日本学術振興会特別研究員（SPD、PD、DC、RPD）に採用中の者。外国人が申請する場合は、我が国に永住を許可されている者に限ります。令和2年度（2020年度）新規採用予定者も申請できます。

ただし、別途募集している令和2年度（2020年度）採用分「若手研究者海外挑戦プログラム」の採用内定者が本事業に申請し、採用された場合は、両事業の派遣期間を重複することはできません。

## 4. 派遣先機関、スイスにおける受入研究者の要件

派遣先機関は、スイス国内の大学、公的研究機関（※1）とし、受入研究者は、当該スイス国内の機関に所属する常勤の研究者（※2）で、日本人若手研究者の受入を希望する者（※3）とします。

※1 欧州原子核研究機構（CERN）は含みません。また、民間の研究機関は対象となりませんので、注意してください。

※2 Professor、Associate professor、Assistant professor、スイス政府（Swiss National Science Foundation 等）に雇用されているグループリーダー、公的研究機関のグループリーダー等の常勤の研究者がこれにあたります。

※3 申請にあたっては、スイスにおける受入研究者から事前に受入の承諾を得る必要があります。

## 5. 採用予定数

10名

## 6. 派遣期間

3か月～6か月

2020年10月1日から2021年3月31日までに派遣先機関にて研究を開始すること。

## 7. 支給経費

(1) 往復航空賃

(2) 滞在費（2,500CHF／月）

\* 経費は、ETH Zurich から支給されます。

\* 特別研究員採用期間中は、本事業での派遣期間中も、特別研究員の研究奨励金を支給します。

## 8. 申請手続

### (1) 提出物

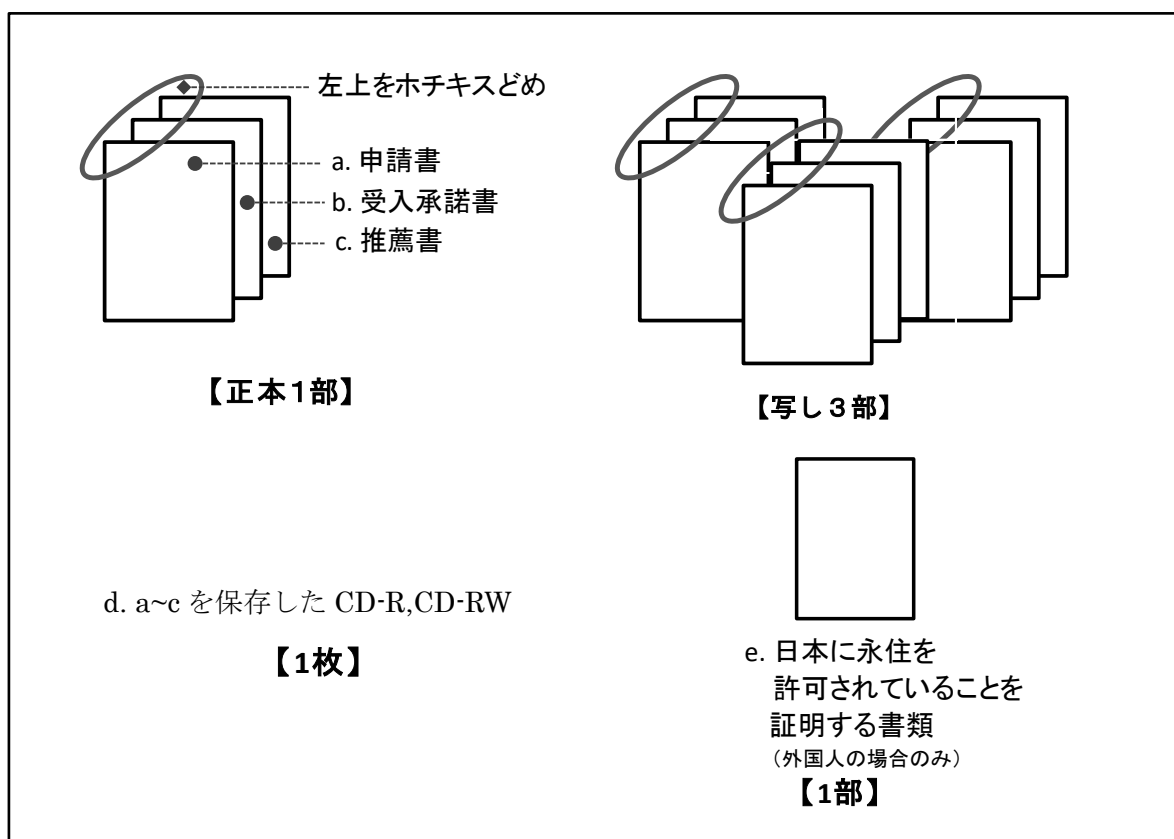
#	名称	部数	備考
a	申請書	正本 1 部 写し 3 部	所定の様式に英語で記入し、それぞれ A4 判両面コピーにて提出してください。
b	受入承諾書	正本 1 部 写し 3 部	スイスにおける受入研究者が申請者の受入を承諾していることを示す文書。電子メールの写しでも可。 原則として英語で作成してください。英語以外の言語の場合は、英語訳を添付してください。
c	推薦書	正本 1 部 写し 3 部	候補者の日本国内の受入研究者からの推薦書を 1 件（推薦者 1 名）添付してください。 推薦書は英語で作成し、2 枚以内としてください。（両面コピー可）
d	a～c の電子データを保存した CD-R, CD-RW	1 枚	pdf ファイルにて保存してください。 ファイル名は、以下のとおりとしてください。 a. 申請書「〈特別研究員採用年度〉_〈受付番号〉_〈半角英大文字で名字〉_form.pdf」 例) 「2020_00001_TAKAHASHI_form.pdf」 b. 受入承諾書： 「〈特別研究員採用年度〉_〈受付番号〉_〈半角英大文字で名字〉_loa.pdf」 例) 「2020_00001_TAKAHASHI_loa.pdf」 c. 推薦書： 「〈特別研究員採用年度〉_〈受付番号〉_〈半角英大文字で名字〉_lor.pdf」 例) 「2020_00001_TAKAHASHI_lor.pdf」
e	外国人の場合のみ、日本に永住を許可されていることを証明する書類	1 部	永住許可の証明書(永住許可の旨記載された住民票もしくは、永住許可証の写しをご提出ください。)

### (2) 提出方法

本事業への参加を希望する特別研究員は、上記の提出物を揃え、本会宛に直接提出してください。（特別研究員としての受入研究機関を通じて提出する必要はありません。）

提出書類は、順番に 1 部ずつ重ねて左上をホッチキスでとめ、正本を一番上にして提出してください。提出書類の写しは審査の資料となるので、落丁その他の誤りがないように複写してください。提出にあたっては書留等、配達記録の残る方法で提出してください。

## 提出時のポイント



### (3) 申請受付期間

2020年5月11日(月)～15日(金) 17:00【必着】

## 9. 審査方針

主要な審査方針は、以下のとおりです。

- (1) 海外での研究に新たに挑戦することによって、研究に大きな進展が見込まれること。
- (2) 申請者と受入研究者との事前交渉が明確で、研究計画が具体的かつ実現可能性があると認められること。
- (3) 優れた研究能力を有し、海外での研究経験を通じて、将来の活躍が期待できること。

## 10. 審査結果の通知

本会の国際事業委員会による審査により、採用者を決定します。

- (1) 審査の結果は、2020年8月中旬から下旬頃に本人に通知します。
- (2) 選考結果に関する個別の問い合わせには応じません。

## 11. 採用決定後の手続

採用者には、本会及び ETH Zurich からの指示に従って、手続を進めていただきます。また、採用通知後に、特別研究員の海外渡航届の提出をお願いします。

詳細については、採用者に連絡します。

## 12. 本事業派遣者の遵守事項等

- (1) 研究計画に基づいて研究に専念しなければなりません。なお、研究計画、派遣先機関、スイスにおける受入研究者、派遣期間について、研究遂行上の理由により変更する必要がある場合、その理由を示して本会の承認を求めなければなりません。なお、大幅な変更により、研究課題の遂行が困難と本会が判断した場合は、本事業の経費の支給停止、又は支給済の経費の返還請求を行うことがあります。
- (2) 採用者は、特別研究員の遵守事項を順守しなければなりません。派遣期間中に、特別研究員の遵守事項に反した場合は、本事業の支給経費の返還を求めることがあります。
- (3) 派遣期間終了後1か月以内に報告書（様式指定）を提出しなければなりません。
- (4) 申請書記載の期間より延長して滞在することは、研究遂行上やむを得ない場合可能ですが、延長した日数の滞在費の支給はできませんので十分注意してください。
- (5) 一時帰国は、原則できません。
- (6) 不正受給を行ってはなりません。
- (7) 出入国を確認するために、派遣期間を終了し帰国した際に、パスポート等の提出を求めることがあります。

## 13. その他

### (1) 申請および申請書類について

- ① 申請はⅠ～Ⅱ枠いずれか1人1件とします。申請書は、本会所定の様式を使用してください。
- ② 申請書の提出後、その記載事項を変更し、又は補充することは認められません。
- ③ 提出された申請書類は、返却しません。
- ④ 本事業での採用は枠ごとに一回限りとします。一度採用された方は、次回以降の同一枠には応募できません。

### (2) 派遣資格について

特別研究員を辞退または採用取り消しとなった場合には、その時点で本事業での支援を終了します。また、特別研究員の採用前や中断期間を派遣期間に含めることはできません。

ただし、特別研究員の採用期間中に渡航を開始し、渡航中に採用期間が満了を迎える場合に限り、引き続き本事業での渡航を継続することが可能です。その場合、特別研究員としての身分、研究奨励金、科研費（特別研究員奨励費）の支給はなくなりますが、本事業による渡航終了までは特別研究員の遵守事項を守って研究を遂行してください。また、特別研究員の採用期間満了後に提出が必要な報告書等は、特別研究員事業で定められた期日までに提出してください。具体的な手続き等については個別にご相談ください。

### (3) 滞在許可等について

- ① スイスでの滞在が90日を超える場合は、滞在許可を取得する必要があります。滞在許可の取得手続は、スイス入国後、各州（カントン）当局（移民局等）で行います。採用者におかれては、日本を出発する前に、派遣先機関等を通じて、滞在期間中の居住地を管轄する州（カントン）当局（移民局等）に滞在許可発行確約書を直接申請し、この確約書を携行してスイスに入国してください。詳しくは、在日本スイス大使館にお問い合わせください。滞在許可に関することは、本会は一切関わらないので留意してください。また、滞在許可によって発生する問題（渡航が困難になる等）についても本会では

対応できません。申請者の責任において、研究計画が遂行できるよう準備・手配してください。

②採用者の派遣先機関と本会とは、調整等一切行いません。

③本会は、派遣期間中に生じた傷害、疾病等の事故について責任を負いません。

#### (4) 個人情報の取り扱い

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会が行う事業の業務遂行のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

本事業に採用された場合、氏名、申請時における所属・職、申請領域・分科・細目（平成31年度（2019年度）採用分特別研究員については、書面合議・面接審査区分、書面審査区分、小区分）、研究課題名、派遣先機関名及び報告書が公表される可能性があります。

#### 14. 申請書類提出先

独立行政法人日本学術振興会

人材育成事業部海外派遣事業課 若手研究者交流事業担当

所在地： 〒102-0083 東京都千代田区麴町 5-3-1

TEL： 03-3263-1943

#### 15. 事業に関する問い合わせ先

独立行政法人日本学術振興会

〒102-0083 東京都千代田区麴町 5-3-1

事業に関する全般的なこと 申請に関すること	人材育成事業部海外派遣事業課 若手研究者交流事業担当 Tel：03-3263-1943 Fax：03-3237-8305 Email：toku-haken@jsps.go.jp
特別研究員制度に関わること (海外渡航関係等)	人材育成事業部研究者養成課 特別研究員事業担当 Tel：03-3263-4998 Fax：03-3222-1986

## II インド枠

### 1. 趣旨

本会は、インド政府(事業の実施機関は、インド政府からの委託を受けたインド科学アカデミー(INSA))と協力して、我が国の優秀な若手研究者をインドの研究機関に派遣し、海外の研究者と共同して研究に従事する機会を提供することを通じて、将来国際的な活躍が期待できる豊かな経験を持ち合わせた若手研究者の育成に寄与します。

### 2. 対象分野

自然科学の全分野

### 3. 申請資格

本事業で渡航する期間に、日本学術振興会特別研究員(SPD、PD、DC、RPD)に採用中の者。外国人が申請する場合は、我が国に永住を許可されている者に限ります。令和2年度(2020年度)新規採用予定者も申請できます。

ただし、別途募集している令和2年度(2020年度)採用分「若手研究者海外挑戦プログラム」の採用内定者が本事業に申請し、採用された場合は、両事業の派遣期間を重複することはできません。

### 4. 派遣先機関、インドにおける受入研究者の要件

派遣先機関は、インド国内の大学、公的研究機関とし、受入研究者は、当該インド国内の機関に所属する常勤の研究者で、日本人若手研究者の受入を希望する者(※)とします。

※ 申請にあたっては、インドにおける受入研究者から事前に受入の承諾を得る必要があります。

### 5. 採用予定数

最大10名

### 6. 派遣期間

14日～6か月

2020年10月1日から2021年3月31日までに派遣先機関にて研究を開始すること。

### 7. 支給経費

(1) 滞在費(50,000INR/月)

(2) 宿泊施設

\* 経費は、インド側から支給されます。

\* 特別研究員採用期間中は、本事業での派遣期間中も、特別研究員の研究奨励金を支給します。

## 8. 申請手続

### (1) 提出物

#	名称	部数	備考
a	申請書	正本 1 部 写し 3 部	所定の様式に記入し、それぞれ A4 判両面コピーにて提出してください。
b	受入承諾書	正本 1 部 写し 3 部	インドにおける受入研究者が申請者の受入を承諾していることを示す文書。電子メールの写しでも可。
c	推薦書	正本 1 部 写し 3 部	候補者の日本国内の受入研究者からの推薦書を 1 件（推薦者 1 名）添付してください。2 枚以内としてください。（両面コピー可）
d	a～c の電子データを保存した CD-R, CD-RW	1 枚	pdf ファイルにて保存してください。 ファイル名は、以下のとおりとしてください。 a. 申請書 「〈特別研究員採用年度〉 _ 〈受付番号〉 _ 〈半角英大文字で名字〉 _form.pdf」 例) 「2020_00001_TAKAHASHI_form.pdf」 b. 受入承諾書： 「〈特別研究員採用年度〉 _ 〈受付番号〉 _ 〈半角英大文字で名字〉 _loa.pdf」 例) 「2020_00001_TAKAHASHI_loa.pdf」 c. 推薦書： 「〈特別研究員採用年度〉 _ 〈受付番号〉 _ 〈半角英大文字で名字〉 _lor.pdf」 例) 「2020_00001_TAKAHASHI_lor.pdf」
e	外国人の場合のみ、日本に永住を許可されていることを証明する書類	1 部	永住許可の証明書（永住許可の旨記載された住民票もしくは、永住許可証の写しをご提出ください。）

なお、審査の結果、インド対応機関に本会から推薦することが決定した場合には、様式指定の英文概要（Form of Proposal）やパスポートの写し等を本会の指示に従い、追加で提出していただきます。

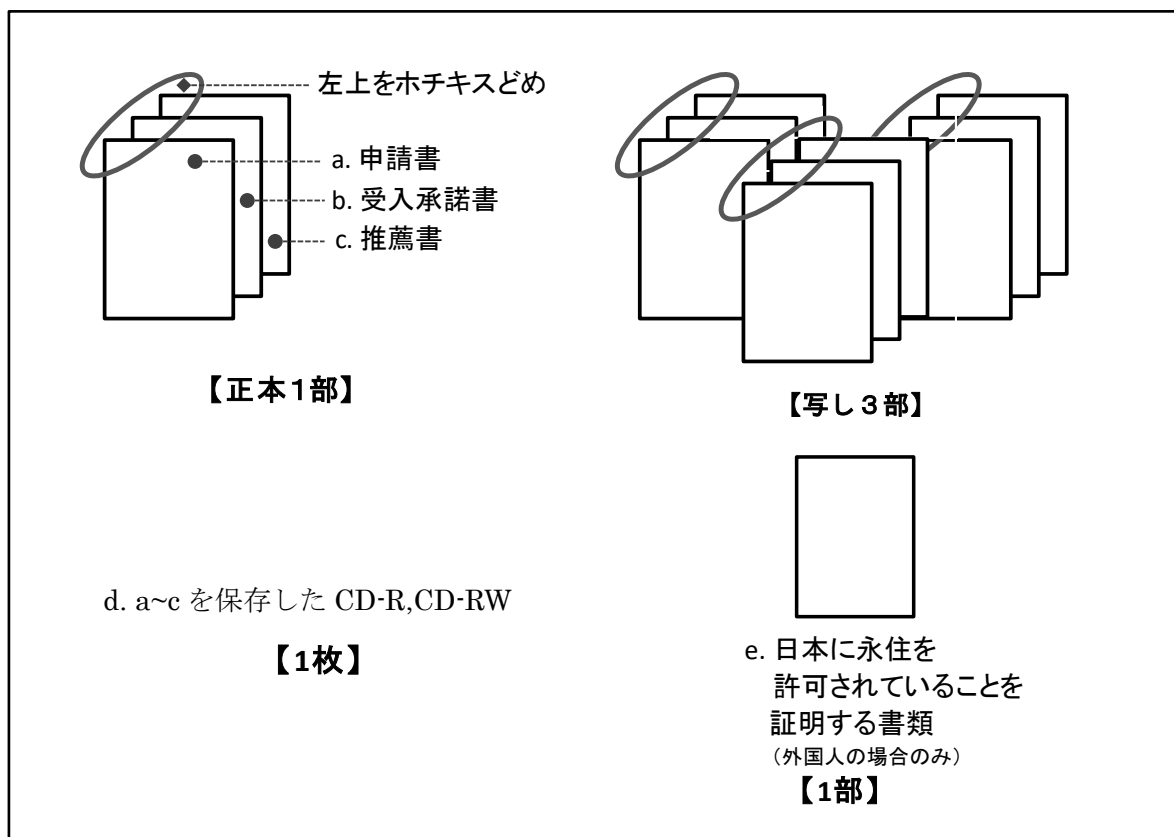
### (2) 提出方法

本事業への参加を希望する特別研究員は、上記の提出物を揃え、本会宛に直接提出してください。（特別研究員としての受入研究機関を通じて提出する必要はありません。）

提出書類は、順番に 1 部ずつ重ねて左上をホッチキスでとめ、正本を一番上にして提出してください。提出書類の写しは審査の資料となるので、落丁その他の誤りがないように複写してください。提出にあたっては書留等、配達記録の残る方法で提出してください。



## 提出時のポイント



### (3) 申請受付期間

2020年5月11日(月)～15日(金)17:00【必着】

## 9. 審査方針

主要な審査方針は、以下のとおりです。

- (1) 海外での研究に新たに挑戦することによって、研究に大きな進展が見込まれること。
- (2) 申請者と受入研究者との事前交渉が明確で、研究計画が具体的かつ実現可能性があると認められること。
- (3) 優れた研究能力を有し、海外での研究経験を通じて、将来の活躍が期待できること。

## 10. 審査結果の通知

本会の国際事業委員会による審査により、採用者を決定します。

- (1) 審査の結果は、2020年8月中旬から下旬頃に本人に通知します。
- (2) 選考結果に関する個別の問い合わせには応じません。

## 11. 採用決定後の手続

採用者には、本会及びインド側からの指示に従って、手続を進めていただきます。また、採用通知後に、特別研究員の海外渡航届の提出をお願いします。

詳細については、採用者に連絡します。

## 12. 本事業派遣者の遵守事項等

- (1) 研究計画に基づいて研究に専念しなければなりません。なお、研究計画、派遣先機関、インドにおける受入研究者、派遣期間について、研究遂行上の理由により変更する必要がある場合、その理由を示して本会の承認を求めなければなりません。なお、大幅な変更により、研究課題の遂行が困難と本会が判断した場合は、本事業の経費の支給停止、又は支給済の経費の返還請求を行うことがあります。
- (2) 採用者は、特別研究員の遵守事項を遵守しなければなりません。派遣期間中に、特別研究員の遵守事項に反した場合、本事業の支給経費の返還を求めることがあります。
- (3) 派遣期間終了後に報告書（様式指定）を提出しなければなりません。
- (4) 申請書記載の期間より延長して滞在することは、研究遂行上やむを得ない場合可能ですが、延長した日数の滞在費の支給はできませんので十分注意してください。
- (5) 一時帰国は、原則できません。
- (6) 不正受給を行ってはなりません。
- (7) 出入国を確認するために、派遣期間を終了し帰国した際に、パスポート等の提出を求めることがあります。

## 13. その他

### (1) 申請および申請書類について

- ① 申請はⅠ～Ⅱ枠いずれか1人1件とします。申請書は、本会所定の様式を使用してください。
- ② 申請書の提出後、その記載事項を変更し、又は補充することは認められません。
- ③ 提出された申請書類は、返却しません。
- ④ 本事業での採用は枠ごとに一回限りとします。一度採用された方は、次回以降の同一枠には応募できません。

### (2) 派遣資格について

特別研究員を辞退または採用取り消しとなった場合には、その時点で本事業での支援を終了します。また、特別研究員の採用前や中断期間を派遣期間に含めることはできません。

ただし、特別研究員の採用期間中に渡航を開始し、渡航中に採用期間が満了を迎える場合に限り、引き続き本事業での渡航を継続することが可能です。その場合、特別研究員としての身分、研究奨励金、科研費（特別研究員奨励費）の支給はなくなりますが、本事業による渡航終了までは特別研究員の遵守事項を守って研究を遂行してください。また、特別研究員の採用期間満了後に提出が必要な報告書等は、特別研究員事業で定められた期日までに提出してください。具体的な手続き等については個別にご相談ください。

### (3) ビザ等について

- ① 派遣国に滞在するためのビザ等の申請については、本会は一切関わらないので留意してください。また、ビザ申請等によって発生する問題（渡航が困難になる等）についても本会では対応できません。申請者の責任において、研究計画が遂行できるよう準備・手配してください。
- ② 採用者の派遣先機関と本会とは、調整等一切行いません。
- ③ 本会は、派遣期間中に生じた傷害、疾病等の事故について責任を負いません。

#### (4) 個人情報の取り扱い

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会が行う事業の業務遂行のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

本事業に採用された場合、氏名、申請時における所属・職、申請領域・分科・細目（平成31年度（2019年度）採用分特別研究員については、書面合議・面接審査区分、書面審査区分、小区分）、研究課題名、派遣先機関名及び報告書が公表される可能性があります。

#### 14. 申請書類提出先

独立行政法人日本学術振興会

人材育成事業部海外派遣事業課 若手研究者交流事業担当

所在地： 〒102-0083 東京都千代田区麴町 5-3-1

TEL： 03-3263-1943

#### 15. 事業に関する問い合わせ先

独立行政法人日本学術振興会

〒102-0083 東京都千代田区麴町 5-3-1

事業に関する全般的なこと 申請に関すること	人材育成事業部海外派遣事業課 若手研究者交流事業担当 Tel：03-3263-1943 Fax：03-3237-8305 Email：toku-haken@jsps.go.jp
特別研究員制度に関わること (海外渡航関係等)	人材育成事業部研究者養成課 特別研究員事業担当 Tel：03-3263-4998 Fax：03-3222-1986